

山梨県公報

第二千八百二十八号

平成三十年

十月四日

木曜日

目次

告示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………五〇九
- 救急病院等の認定……………五〇九
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………五〇九
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………五一〇
- 家畜伝染病の発生……………五一〇
- 家畜等の移動を禁止する区域の指定……………五一〇
- 建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………五一一
- 道路の区域変更(三件)……………五一二
- 土地改良区役員の就任……………五一三
- 土地改良区役員の退任及び就任……………五一三
- 公共測量の実施……………五一七

告示

山梨県告示第二九十七号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 斎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二二一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十八の項を二十九の項とし、一の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

一 山梨県職員研究員選考採用試験

試験種目別得点、総合得点及び順位

合否通知を発送した日から一か月間

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課

山梨県告示第二九十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
上野原市立病院	上野原市上野原三千五百四番地三

二 認定期限 平成三十三年九月三十日

山梨県告示第二九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生届の出があった。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	七群	甲斐市	平成三十年九月十八日

山梨県告示第三百三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定区域

甲府市金竹町、甲府市中村町、甲府市長松寺町、甲府市新田町、甲府市下河原町、甲府市富竹（二丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の地域に限る。）、甲府市貢川（二丁目及び二丁目の地域に限る。）、甲府市貢川本町、甲府市徳行（二丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の地域に限る。）、甲府市飯田五丁目、甲府市下飯田（一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の地域に限る。）、甲府市宝二丁目、甲府市寿町、甲府市上石田（一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の地域に限る。）、甲府市下石田（二丁目、甲府市高畑（一丁目及び二丁目の地域に限る。）、甲府市国母（一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目及び八丁目の地域に限る。）、甲斐市篠原、甲斐市富竹新田、甲斐市万才、甲斐市名取、甲斐市西八幡、甲斐市玉川、甲斐市長塚（前宮、清水尻及び河原の地域に限る。）、昭和町西条（才神、神屋、山梨、長登路、落合、清塚、八公免、穴田、姥川、立石、村前、清水、金山、岡畑、

馬籠、松の木、中河原、北河原、中曽根、道川、上切、中切、前切及び下切の地域に限る。)、昭和町清水新居、昭和町西条新田、昭和町押越(上河原、出口河原、冷間窪、小代、五本杉及び奥小代の地域に限る。)、昭和町築地新居(東河原の地域に限る。))

二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

四 指定の期間 平成三十年九月十八日から当分の間

四 その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。四一及び二において「令」という。)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負並びに県が行う建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設(道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。三において同じ。))の維持及び管理に関する業務(三において「維持管理業務」という。))の委託に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成三十一年四月一日以後に競争入札に参加しようとする者について適用する。なお、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十六年山梨県告示第三百三十号)は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

1 参加しようとする競争入札に係る建設工事の種類に対応する建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可(同条第四項の規定により許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされる従前の許可を含む。3及び4において「許可」という。))を受けていること。

2 参加しようとする競争入札に係る建設工事の種類に対応する建設業について、直近事業年度(五二による申請の受付の日の直前の七月一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。3及び4において同じ。))を対象とした建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の申請をし、当該受付の日までに同法第二十七条の二十九第一

項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

3 直近事業年度の終了の日まで引き続き一年以上にわたり参加しようとする競争入札に係る建設工事の種類に対応する建設業に係る許可を受けて当該建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認める者については、この限りでない。

4 直近事業年度の終了の日から三十六月を遡った日の属する事業年度から直近事業年度までのいずれかの事業年度において、参加しようとする競争入札に係る建設工事と同一の種類建設工事の完成させた実績(許可を受けてから完成させたものに限る。ただし、知事が適当と認める者に係る実績については、この限りでない。))があること。

5 次に掲げる規定に規定する届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。))。

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条

ロ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条

ハ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条

二 建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次の1から6までに掲げる場合の区分に応じ、当該1から6までに定める者であつて、かつ、知事が別に定める日(1ロ及び三2において「指定日」という。))の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上にわたり当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種と同一の業務の業種に係る営業(1に掲げる業務の業種にあつては1イの登録を、2に掲げる業務の業種にあつては2イの登録を受けて行っているものに限る。))を営んでいるもの(知事が適当と認める者を除く。))でなければならない。

1 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が測量である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録を受けていること。

ロ 指定日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日から三十六月を遡った日の属する事業年度から指定日の属する事業年度の直前の事業年度までのいずれかの事業年度(以下「対象事業年度」という。))において、測量に係る業務を完了させた実績があること。

2 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が設計である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定による登録(一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録に限る。))を受けてい

- 口 対象事業年度において、設計に係る業務を完了させた実績があること。
- 3 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が建設コンサルタントである場合
 - イ 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けており、かつ、同告示第七条第一項の現況報告書の写しを提出することができること。
 - ロ 対象事業年度において、建設コンサルタント登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績があること。
- 4 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が地質調査である場合
 - イ 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けており、かつ、同告示第七条第一項の現況報告書の写しを提出することができること。
 - ロ 対象事業年度において、地質調査に係る業務を完了させた実績があること。
- 5 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が補償コンサルタントである場合
 - イ 補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けており、かつ、同告示第七条第一項の現況報告書の写しを提出することができること。
 - ロ 対象事業年度において、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績があること。
- 6 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が1から5までに掲げる業務の業種以外の業務の業種（建設工事に係るものに限る。）である場合
 - イ 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が1から5までに掲げる業務の業種以外の業務の業種（建設工事に係るものに限る。）である場合
 - 知事が適当と認める者
- 三 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格
 - イ 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。
 - 1 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。
 - イ 一に規定する要件を満たし、かつ、四一から四四までに掲げる条件のいずれにも該当しないことについて五一の審査を受けた者（治山林道施設等の維持管理業務及び森林の整備に関する業務の委託に係るものにあつては、当該者又は物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目のうち森林整備資格を有する者）

- ロ イに掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当と認める者
 - 2 土木施設の維持管理業務について、指定日の属する事業年度の終了の日まで引き続き一年以上にわたり営業していること。ただし、知事が適当と認める者にあつては、この限りでない。
 - 四 競争入札に参加することができない者
 - 一から三までにかかわらず、次の1から4までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - 1 令第六十七條の四第一項（令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - 2 令第六十七條の四第二項（令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六十七條の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）である者又は法人であつてその役員のうち暴力団員である者がいるもの
 - 4 山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金を滞納している者
 - 五 競争入札参加資格審査の申請
 - 1 競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定めるところにより、あらかじめ、当該参加しようとする競争入札に係る一から三までに掲げる要件を満たし、かつ、四一から四四までのいずれにも該当しないことについての審査を受けなければならない。
 - 2 一の審査を受けようとする者は、知事が指定する書類を添えて、知事に申請をしなければならない。

山梨県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 道路の種類 県道

二 路線名 大月上野原線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市富浜町鳥沢字原田五五二四番地先から 大月市富浜町鳥沢字原田五三八七番内一 先まで	九・二 三三・九	四・〇 一・五		八六・七 八六・七

山梨県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路線名 四日市場上野原線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市新田字杉島八四八番七地先から 上野原市新田字川井田七九五番五地先まで	一六・二 二三・四	一五・一 二三・四		二八・三 二八・三
上野原市新田字杉島八四八番九地先から 上野原市新田字川井田一五三二番地先まで				二八・三

山梨県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

山梨県公報 第二千八百二十八号 平成三十年十月四日

二 路線名 新田松留線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市新田字川井田七九六番二地先から 上野原市新田字杉島八四八番七地先まで	一四・五 二三・二	一三・五 二三・二		三一・六 三一・六
上野原市新田字川井田七九六番二地先から 上野原市新田字杉島八四八番八地先まで				三一・六

公 告

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 就任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	飯野修	南アルプス市飯野八百六十二番地	平成三十年九月十八日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事長	高木晴雄	山梨市小原西六百二十七番地	平成三十年九月九日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	同	副理事長	
山本武志	古屋捷朗	三枝一雄	堀内秀光	関口和幸	三森直尚	平塚義	中山仁	萩原孟一	土屋菊雄	山下政樹	田辺篤		
笛吹市春日居町鎮目七百四十番地	山梨市牧丘町窪平七百五十五番地	山梨市牧丘町倉科七千七百七十六番地	山梨市堀内千八百七十四番地	山梨市上岩下六百三十四番地	甲州市勝沼町菱山千九百九十八番地	甲州市勝沼町勝沼三千二百四十六番地内二	甲州市勝沼町休息千二十五番地内一	甲州市塩山中萩原二千八百五十七番地	甲州市塩山三日市場三千三百四十二番地	笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地	甲州市塩山下於曾千二百四十番地	一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
宮川一英	橘田修一	鈴木一仁	田中始	小林嶺生	内藤巧	中村正彦	芹澤桂	長沼義人	藤原保	丸山幹夫		
笛吹市境川町小黒坂百二十七番地	笛吹市八代町米倉百二十四番地一	笛吹市八代町北千八百三十七番地	笛吹市一宮町田中二百三十番地	笛吹市一宮町中尾千七百七番地	笛吹市一宮町塩田八百八十四番地	笛吹市御坂町井之上千三百二十一番地	笛吹市御坂町蕎麦塚五百六十一番地	笛吹市御坂町井之上千五百二十五番地一	笛吹市石和町中川八百三十九番地	笛吹市春日居町別田二十二番地	七番地一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	前島敏彦	笛吹市一宮町東新居千四百十四番地	同
監事	廣瀬正治	甲州市塩山下粟生野百三十七番地	同
同	荻原修	山梨市市川七百六十六番地	同
同	久保真一	西八代郡市川三郷町市川大門九百二十三番地	同
同	田中久雄	中央市東花輪千八百七十九番地一	同
同	樋口雄一	甲府市高畑二丁目七番六号	同
同	塩島先一	西八代郡市川三郷町大塚四千三百七十二番地	同
同	石原有亨	中央市関原八百四十九番地	同
同	大沼芳樹	中央市浅利二千三百九十番地	同
同	米永健治	甲府市右左口町三百八十四番地	同
同	池谷陸雄	甲府市中畑町七百一番地	同
同	岩澤重信	笛吹市境川町藤笠四千七百二十六番地	同

同	金子正美	山梨市牧丘町袖口千六十六番	同
同	深澤信明	山梨市牧丘町倉科四千三百三十番地	同
同	山中茂朝	山梨市南千三百四十九番地	同
同	梶原克昌	山梨市山根千二百三十九番地	同
同	内田誠	甲州市勝沼町菱山二千二百番地	同
同	三澤昇	甲州市勝沼町綿塚九百三十七番地一	同
同	佐藤貴洋	甲州市勝沼町上岩崎九百六十七番地一	同
同	瀧川富男	甲州市塩山下粟生野百四十一番地一	同
理事	土屋菊雄	甲州市塩山三日市場三千三百四十二番地	同
同	山下政樹	笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地	同
副理事長	田辺篤	甲州市塩山下於曾千二百四十番地	同
理事長	高木晴雄	山梨市小原西六百二十七番地一	平成三十年九月十日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中村巧	河野久	中澤元則	前島敏彦	田中始	中村正彦	平塚和也	弦間義幸	藤原保	丸山幹夫	曾根勉	
笛吹市八代町竹居千九百十九番地	笛吹市八代町増利千七百九十番地	笛吹市一宮町中尾三百四十八番地一	笛吹市一宮町東新居千四百十四番地	笛吹市一宮町田中二百三十番地	笛吹市御坂町井之上千三百二十一番地	笛吹市御坂町下野原七百八十三番地	笛吹市御坂町上黒駒千四百八十三番地	笛吹市石和町中川八百三十九番地	笛吹市春日居町別田二十二番地	笛吹市春日居町徳条三十八番地	地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
海野利比古	平塚義	荻原修	久保眞一	田中久雄	樋口雄一	長田明	水上和夫	渡辺亨	鮫田光一	池谷陸雄	宮川孝	飯田元康
笛吹市石和町市部四百七十七番地三第三米山ハイツ一〇一	甲州市勝沼町勝沼三千二百四十六番地内二	山梨市市川七百六十六番地	西八代郡市川三郷町市川大門九百二十三番地	中央市東花輪千八百七十九番地一	甲府市高畑二丁目七番六号	西八代郡市川三郷町大塚三千七百八十六番地	中央市大鳥居三千五百四番地	中央市関原千二百八十五番地	甲府市右左口町三千九百九番地	甲府市中畑町七百一番地	笛吹市境川町石橋四百七十四番地一	笛吹市境川町小黒坂五百九十四番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

号

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 北杜市高根町村山東割地内（国道百四十一号）
- 三 測量の期間 平成三十年十月一日から平成三十一年一月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番